

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	健康保険課

保険料滞納の場合の保険給付の一時差止に係る処分基準は、次のとおりとする。

- 1 法第63条の2第1項及び同条第2項に定める基準を処理基準とする。
- 2 法第63条の2第1項に規定される「厚生労働省令で定める期間」は、同法施行規則第32条の2に規定される期間とする。
- 3 同法施行規則附則第3条の規定により、当分の間、保険給付の一時差止は、被保険者が平成21年10月1日以降に出産した時に支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。